

美祢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この美祢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、美祢市耐震改修促進計画の具体的な行動計画として定めたものである。

1. 目的

住宅の所有者等に対して、直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び市民への周知啓発の実施を図り、住宅の耐震化をさらに促進する。

2. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、美祢市全域とする。

3. 計画期間

令和5年度から令和8年度までとする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

4. 取組内容

(1) 住宅の所有者等に対する直接的な耐震化促進

ダイレクトメールにより、住宅の所有者等に対して耐震化の必要性や補助制度を周知する。

(2) 耐震診断者に対する耐震化促進

・市の耐震診断事業において耐震診断を実施した住宅の所有者等に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。

・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅の所有者等に対して、ダイレクトメール等により住宅の耐震化の促進を実施する。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体と連携し、住宅の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを公表する。

(4) 市民への周知啓発

- ・耐震診断及び改修に係る市の補助制度等について、市の広報に掲載し広く周知する。
- ・市民を対象に、耐震化促進に関する相談会を実施する。

5. 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の耐震診断及び耐震改修工事費補助の実績を、市ホームページにおいて公表する。